部長及び参事官　　地域発第８６号
殿　　令和６年４月１日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

地域警察官による金融機関、コンビニエンスストア等への立寄警戒の更なる推進について（通達乙）

これまで、「地域警察官による金融機関及びコンビニエンスストア等への立寄警戒について（通達乙）」（令和２年１月10日地域発第７号）に基づき、警ら時におけるコンビニエンスストア等の深夜営業店及び金融機関等への立寄警戒を実施してきたところであるが、今後もコンビニエンスストア等の深夜営業店における犯罪の発生抑止や、無人ＡＴＭを利用した特殊詐欺被害防止に資するため、引き続き、地域警察官による警戒活動を継続していくこととしたので、積極的な立寄警戒を実施されたい。

記

１　実施要領

(1)　対象機関等

ア　金融機関（無人ＡＴＭ設置場所を含む。）

イ　コンビニエンスストア等深夜営業店

ウ　ぱちんこ店及び景品交換所

エ　その他犯罪発生のおそれのある店舗・施設

(2)　立寄警戒活動を強化する時間帯及び場所

ア　警ら（機動警ら）実施時に、随時、立寄警戒を実施することとするが、特に深夜から早朝にかけては、営業中の店舗・施設に対して積極的な立寄警戒を実施すること。

イ　県内で特殊詐欺の予兆電話が多発している場合には、無人ＡＴＭ設置場所への立寄警戒を強化するとともに、携帯電話を使用しながらＡＴＭを操作している高齢者に対しては積極的な声掛けを行うこと。

２　留意事項

(1)　積極的な警戒活動の実施

立寄警戒に際しては、「見せる活動」として、店舗周辺の警戒を行うとともに、駐留警戒に留まることなく、店舗内外の不審者の発見に努め、職務質問、所持品検査及び各種照会を積極的に行い、各種犯罪の未然防止に努めること。また、少年等がい集している場合には、必ず声を掛け、所定の措置を講じること。

(2)　対象機関等との良好な関係の保持

立寄警戒に際しては、対象機関等に理解と協力を求め、対象施設・店舗内における不審者や、異状の有無の発見のほか、施設の責任者をはじめとする従業員等に対し、管内の犯罪情勢や防犯情報を積極的に提供するとともに、個別具体的な防犯指導を実施すること。

(3)　ランダムな立寄警戒の実施

立寄警戒が、特定の店舗・特定の時間に偏らないように配意の上、駐車場のない店舗については、受持警察官等が徒歩、自転車又はオートバイで立ち寄るなど、管内の情勢に応じた立寄警戒を実施すること。

(4)　その他

コンビニエンスストア等に対する立寄警戒に併せて、必要最小限度の物品購入は妨げないが、その際における配意事項は次のとおりである。

ア　立寄警戒に際してコンビニエンスストア等で購入可能な物品は、

・　食事用の弁当、米飯類、パン類、飲料水等

・　業務を行う上で必要な文具類等

のうち、その日の勤務を継続する上で必要不可欠かつ必要最小限度の物に限定し、

・　勤務に関係ない物品（雑誌類、嗜好品等）の購入

・　雑誌類の立ち読み

・　購入した物品をぶら下げて道路を歩く

等の警察官として不体裁な行為は厳に慎むこと。

イ　購入時にレジが混雑している場合には、列に並んで購入することなく、店舗内外への警戒を継続して混雑を避け、又は他店舗への警戒に移行すること。

ウ　物品購入の際には、店舗側から物品等の無償提供及び一般客に行われていない便宜供与は絶対に受けないこと。

エ　店舗のトイレは使用しないこと。

3　実施結果

立寄警戒を実施した場合は、その日の活動日誌に実施した結果を確実に記載すること。

（担当：地域課企画係　秋澤・川村　3562・3563）